

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見
の募集の結果について

令和7年 12 月 17 日
厚生労働省保険局保険課

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令案について、令和7年 11 月 19 日(水)から令和7年 12 月2日(火)まで御意見を募集したところ、8件の御意見をいただき、うち2件は本件に関する御意見、残り6件は本件とは関係のない御意見でした。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下の通りとりまとめたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後の厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 47 号)は令和 6 年 6 月 5 日に成立したにもかかわらず、約 1 年半間政令を制定しないままで締め切り間際に駆け込みで意見公募することは意図的に公募の期間を短縮するといえる。もっとも、早めに検討していれば、令和 7 年 10 月以前に意見公募が可能であり、短縮しなくても済むことである。やむを得ない理由があるとはいえない。 さらに、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について」には保険者等における来年度の予算編成に必要な期間を考慮していない点から、本意見募集においても、保険者等における来年度の予算編成に必要な期間を考慮する必要性がないといえ、やむを得ない理由があるとはいえない。	御意見として承りました。 本政令案は、「子ども・子育て支援納付金」の取扱いに関する内容であることから、その取扱いに関する検討を踏まえ定めるものです。 保険者によって予算編成過程等が異なるところ、被用者保険における保険者の予算編成に必要な期間も考慮した結果、可能な限り早急に公布する必要があり、上記の期間で意見募集を実施させて頂きました。 改正の内容については、概要においてお示した通り、健康保険法施行令については、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、保険者が積み立てを義務づけられている準備金に係る規定(第 20 条、第 29 条並びに第 46 条第1項及び第2項)において勘案されている費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加するほか、第 20 条、第 29 条、第 63 条第3号、第 71 条及び第 72 条について必要な規定の整備を行う

	したがって、本意見募集の募集期間は行政手続法（平成5年法律第 88 号）第 40 条第1項の規定に反し、再度意見募集しなければならない。 また、改正後の健康保険法施行令及び船員保険法施行令が提示されていないため、具体的かつ明確な内容のものとはいえず、行政手続法（平成5年法律第 88 号）第 39 条第 2 項の規定に反し、再度意見募集しなければならない。	ものです。 また、船員保険法施行令についても、全国健康保険協会が積み立てを義務づけられている準備金に係る規定（第 28 条及び附則第6条）において勘案されている、全国健康保険協会が納付の義務を負う費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加するほか、第 28 条及び第 34 条第3号について必要な規定の整備を行うものです。
2	制度自体は理解できるが、パブリックコメントの募集時期が遅すぎる。「保険者等における来年度の予算編成に必要な期間を考慮し、可能な限り早急に公布する必要がある」と記載されているが、現段階で徴収料率すら公表されておらず、予算編成およびシステム改修には到底間に合わない。実現可能な時期に公布時期を改めるべき。	御意見として承りました。 本政令案は、「子ども・子育て支援納付金」の取扱いに関する内容であることから、その取扱いに関する検討を踏まえ定めるものです。 被用者保険における保険者の予算編成に必要な期間も考慮した結果、可能な限り早急に公布する必要がある、上記の期間で意見募集を実施させて頂きました。